

仕 様 書

1 適 用

この仕様書は、米子市クリーンセンター余剰電力売却に適用する。

2 概 要

- (1) 件 名 米子市クリーンセンター余剰電力売却
(2) 供給場所 米子市河崎3280番地1
米子市クリーンセンター
(3) 業 種 一般廃棄物（一般ごみ）焼却施設

3 履行期間

平成25年6月1日午前0時から平成26年5月31日午後12時まで

余剰電力売却開始日は、平成25年6月1日午前0時とする。なお、本契約締結後、余剰電力売却開始日までに、電力購入者は、一般電気事業者と託送契約の締結および電力供給に必要な工事を終了し、余剰電力託送供給が可能な状態にすること。ただし、託送供給手続き等でやむを得ない事情が発生した場合は、米子市と電力購入者の双方協議の上、余剰電力売却開始日を変更することができる。

4 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給式電気方式 交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧） 20,000ボルト
ウ 計量電圧（標準電圧） 20,000ボルト
エ 標準周波数 60ヘルツ
オ 供給方式 1回線方式
カ 非常用自家発電設備 1台（500キロボルトアンペア 系統連携なし）

(2) 契約電力等

ア 契約電力(需給電力)

常時電力 2,000キロワット

イ 発電設備 4,000キロワット 一基

(3) 電力量等の検針

中国電力株式会社の設置する送電用電力量計により計量する。

(4) 受給地点

需要場所の受変電室における米子市が施設した受電設備の終端接続部接続端子と中国電力株式会社の施設した終端接続部接続端子との接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

受給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

受給地点に同じ

(7) 発電設備の区分等

当該発電施設は、電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年8月法律第108号。以下「特措法」という。)における既存の再生可能エネルギー発電設備として、同法第6条に基づく経済産業大臣の認定を申請したものである。

契約期間中は、特措法におけるバイオマスとして再生可能エネルギー発電設備に認定されたものとし、この発電設備から発生する電力の一部は、再生可能エネルギー電気とする。

なお、上記特別措置法における認定がなされないときは、入札を中止することがある。

ア 設備の区分

一般廃棄物発電設備

(特措法施行規則第2条第十五号)

イ 調達価格に係る補助金

該当なし

ウ バイオマス比率

61.5パーセント(直近3ヵ年の実績値の平均)

(8) 予定最大送電電力及び予定売却電力量

ア 予定最大送電電力 2,040キロワット

イ 予定売却電力量 3,172,920キロワット時(平成23年度実績)

(9) 余剰電力量等の資料

ア バイオマス比率実績(直近三ヵ年平均) 別紙1のとおり

イ 平成23・24年度(12月まで) 売電電力量実績(1月値) 別紙2のとおり

ウ 平成23・24年度(12月まで) 売電電力量実績(1日値) 別紙3のとおり

エ 平成23・24年度(12月まで) 売電電力量実績(1時間値) 別紙4のとおり

5 受給電力量の区分算定

次のとおりの区分とする。

(1) 特措法の買取対象電力については、受給電力量にバイオマス比率を乗じた電力量とする。

(2) 「平日昼間時間帯」の「夏季」の電力量

(1) を差し引いた受給電力量のうち、7月1日から9月30日までの期間の毎日午前8時から午後10時までの時間帯における受給電力量。

ただし、日曜日、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)における受給電力を除く。

(3) 「平日昼間時間帯」の「その他季」の電力量

(1) 及び(2) を差し引いた受給電力量のうち、毎日午前8時から午後10時までの時間帯における受給電力量。

ただし、日曜日、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)及び1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日における受給電力を除く。

(4) 「その他時間帯」の電力量

(1)、(2) 及び(3) を差し引いた受給電力量。

6 履行期間中における電力量料金の算出方法（1ヶ月あたり）

電力量料金は、上記5により区分された受給電力量に料金単価を乗じたものとする。

なお、この単価については当該入札に係る内訳書に記載の単価とする。

7 その他

- (1) 売電のための計量器については、中国電力株式会社が取替を行う。これに伴う工事施工にあたり必要となる託送供給に係る契約申込みについては、電力購入者から申し込むこと。
- (2) 系統連系にあたり、上記計器の取替に伴い、提供可能なパルス定数が 50,000 p u 1 s e / kWh のみになるため、入力パルス切替またはパルス検出器の取替の必要が生じた場合の費用は米子市が負担するものとし、その他の必要な費用については電力購入者が負担する。
- (3) 仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者の定めに準じるものとし、米子市と電力購入者の双方協議により定めるものとする。
- (4) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 消費税及び地方消費税相当額を含む。支払金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。
 - イ 余剰電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。